指定給水装置工事事業者のみなさまへ

伊佐市水道課より大切なお知らせ

「水道法の一部を改正する法律」の施行により令和元年10月1日から 指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になりました

- ・指定の有効期間は、これまでの無期限から5年間となります
- ・更新申請時期については、郵送にて通知をしますが、郵便の不着や 未更新の方への再通知はいたしません
- ・有効期間内に更新の申請がない場合は、指定の失効となりますので ご注意ください

| 指定を受けた日(指定年月日) | 初回更新までの有効期間 |
|------------------|--------------|
| H19.4.1~H25.3.31 | 令和5年9月29日 まで |
| H25.4.1~R1.9.30 | 令和6年9月29日 まで |

- ●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)に準拠
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

更新については、対象と なる指定給水装置工事事 業者さま宛に、通知をし まま

- ◎指定店更新時に4項目の確認をおこないます
- (※法第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認)
- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- 4.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- 〇指定更新時に必要な書類(HPよりダウンロードして下さい。)
- ·指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)
- ・誓約書 (様式第2)
- ・機械器具調書(写真添付) (別表)
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ※定款(写)は直近のもの・登記事項証明書は発行日から3か月以内の原本
- ·給水工事主任技術者選任 (様式第3)
- ·指定更新時確認事項 (別紙1)
- ・従来の指定給水装置工事事業者証
- ・その他必要書類など
- ※更新手数料:10,000円

◇更新申請についてのお問い合わせ 伊佐市水道課

TEL: 0995 (23) 1311 (内線: 1294)